

## 3 医療安全管理委員会リスクマネジメント部会運営要綱

**(目的)**

第1条 この運営要領は、医療安全管理規程第10条の規程により設置するリスクマネジメント部会（以下「部会」という）の円滑な運営をはかるため、必要な事項を定める。

**(構成)**

第2条 部会は、医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、事務職員等をもって構成される。

2 部会員は、院長と部会長の協議の上、院長が指名する。効果的な医療事故防止対策の確立に資するため、原則として医療安全推進担当者の中から部会員を指名することとする。

3 部会長は医療安全管理室長とし、部会長に事故等があるときは、医療安全管理者が職務を代行する。

**(所掌事務)**

第3条 部会は、部会長の求めに応じて、次の事項について調査・検討及び企画・立案を行う。

- 一 インシデント事例の原因の分析、事故予防策の検討・開発
- 二 医療事故の原因の分析、再発防止策の検討・開発
- 三 医療事故に関する諸記録の点検及び保全
- 四 医療安全管理のための啓発、教育、及び広報の検討
- 五 他の委員会に対する勧告案の検討
- 六 その他医療安全管理に関する事項

**(部会員の任務)**

第4条 部会員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 各職場における医療事故の原因及び防止法について検討及び提言
- 二 インシデント内容の分析及び必要事項の記入
- 三 部会において決定した事故報告及び安全策に関する事項の所属職員への周知徹底、その他委員会との連絡調整
- 四 職員に対するインシデント報告書の積極的な提出の指導
- 五 その他、医療事故防止に関する必要事項

**(開催)**

第5条 部会は、部会長が招集し、検討すべき事項等は、部会員にあらかじめ通知する。

2 定例の部会は、毎月一回定期的を開催し、臨時の部会は必要に応じて開催する。

**(職員の責務)**

第6条 職員は、部会が円滑に運営できるよう、部会の求めに積極的に協力しなければならない。

**(参考人)**

第7条 部会長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 部会長は、必要と認めるときは、関係業者の出席を求め、意見を求めることができる。

**(庶務)**

第8条 部会の記録その他の庶務は専門職が行う。

**附則**

1. この運営要領は、平成12年12月1日から施行する。
2. 平成14年 4月 1日 一部改正
3. 平成14年10月 1日 一部改正
4. 平成15年 4月 1日 一部改正
5. 平成16年 4月 1日 一部改正
6. 平成17年 4月 1日 一部改正
7. 平成20年 4月 1日 一部改正
8. 平成26年 4月 1日 部会構成を改正
9. 平成29年 1月 1日 一部改正
10. 令和 4年 4月 1日 一部改正